証券コード　3627
平成28年５月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
ネ　オ　ス　株　式　会　社
代表取締役社長　池　田　昌　史

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記日程にて開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月25日（水曜日）午後５時00分までに到着するよう返送のご手配をお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年５月26日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区神田美土代町７
住友不動産神田ビル　ベルサール神田　３階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第12期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.neoscorp.jp/)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第12条の定めに基づき、報告事項に関する提供書面には掲載しておりません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.neoscorp.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）における日本経済は、企業業績や雇用環境の改善などにより緩やかな回復基調をたどりましたが、個人消費は足踏み状態にあり、10月～12月の実質GDPは年率換算で1.1％減となっています。また、中国経済の減速、原油価格低迷の長期化、米国金利政策の変化等グローバル経済のリスク要因の顕在化により為替や株価も大きく変動しており、国内景気の先行きについても不透明感が出てきている状況にあります。

スマートフォンの世帯普及率が67.4％に達し（内閣府：3月の消費動向調査）、デバイスとしてコモディティ化するなか、コンシューマーサービス市場においては、無料＋アイテム課金型サービスや月額固定使い放題型サービス等、資本投下が先行する形のサービス形態が定着しつつあり、通信キャリアを含め大規模なユーザーベースを抱えるサービス事業者の寡占化が進む傾向にあります。一方、企業におけるスマートフォンやタブレット端末の活用は、社内業務から顧客に対するマーケティングやコミュニケーションに至るまで、さまざまなニーズが顕在化しつつあり、法人企業のスマートフォンサービス関連需要は、拡大傾向にあります。これらの動向に加えIoT（Internet of Things）や自動運転、フィンテック（Finance Technology）等に代表される新たなイノベーションの波が現実化しつつあり、フィーチャーフォンからスマートフォンへの変化という携帯電話市場の枠を越えて、ICT（Information and Communication Technology）の世界全体が、大きく変わっていこうとしています。

このように急速に変容する市場環境のなか、当社グループでは、ソリューション事業においては、通信キャリア向け端末開発の落ち込みを補うべく、一般法人やサービスプロバイダーの顧客領域での展開を拡大しており、着実にその成果を拡げつつあります。プロダクト＆サービス事業においては、法人向けチャットサービス【SMART Message】の新規投入を含めたB2B

サービスへの取り組み強化と、ゲームや教育等、ターゲットが明確で付加価値の高いコンテンツサービスの拡大により、新たなプロダクト＆サービス事業の確立に努めています。また、新事業分野への迅速な展開のため、IoT時代の到来を見据えたスマートデバイスの企画・開発・製造の株式会社ジェネシスホールディングスの関連会社化、FinTechの発展を睨んだハウス電子マネー大手、株式会社バリューデザインへの出資・提携など、資本提携もからめた新たなパートナー戦略を推進しています。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は5,563,997千円（前期比4.3%増）、営業利益は76,654千円（前期は413,961千円の営業損失）、経常利益は82,153千円（前期は376,740千円の経常損失）、純利益は28,916千円（前期は982,144千円の純損失）となりました。

事業別の詳細については以下の通りです。

＜ソリューション事業＞

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、3,758,011千円（前期比6.5%増）となりました。

ソリューション事業においては、通信キャリア向け端末開発の落ち込みを補うべく、これまで通信キャリア向けに積み上げてきたアプリ開発の実績やWeb、コンテンツ制作からクラウド関連技術まで幅広くカバーする技術力を活かし、大手の一般法人やサービスプロバイダー向けにソリューション事業の拡大を推進しました。今期における一般法人向けの実績例としては、ANA（全日本空輸株式会社）の国際線予約システムや東京海上日動火災保険株式会社が提供する【モバイルエージェント】のリニューアル案件等が挙げられます。また、製薬大手企業に対しても、メディカル領域でのコンテンツ実績を背景に、アプリ開発からWebサービスまでさまざまなソリューションを提供しました。サービスプロバイダー向けにおいては、音楽や映像、ヘルスケアなどを展開する事業者のネット展開において、システム開発やWeb運用まで幅広く支援しております。

＜プロダクト＆サービス事業＞

当連結会計年度におけるプロダクト＆サービス事業の売上高は、1,805,985千円（前期比0.1%増）となりました。

プロダクト＆サービス事業においては、キャリア端末向けソフトウェアライセンスや従来型のきせかえコンテンツサービス等、既存の事業が大き

く減少しており、それらを補うべく、B2Bサービスの展開強化や教育、ゲームジャンルの立ち上げに注力しております。B2Bサービスにおいては、クラウド同期型サービス【SMARTアドレス帳】の展開強化に加え、法人向けチャットサービス【SMART Message】を新規に開発し、主に大企業をターゲットに拡販展開に取り組んでいます。ゲームジャンルにおいては、オンラインゲーム【モンスター娘のいる日常オンライン】をDMMゲームズと共同開発し、12月より配信を開始しました。また、教育ジャンルにおいては、NTTドコモが運営する知育サービス『dキッズ』向けに、年令層と学科を広くカバーするラインアップ充実に取り組んでおり、2016年2月には、新たにゲーム感覚で地理が学べるパズル型の地図コンテンツ【ちずモン】の提供を開始しました。さらに、関連会社化した株式会社ジェネシスホールディングスとのデバイス事業への取り組みとして、今期は、Microsoft社の最新OSであるWindows® 10 Mobileを採用したWindows Phoneの商品化を行っております。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期運転資金及び新規事業投資資金として、金融機関より長期借入金300,000千円を調達いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は384,956千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資350,780千円、各種サービス開発・運営のためのサーバー、業務拡大に伴う事務所拡大によって取得した有形固定資産への投資34,175千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
記載すべき事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
ⅰ．当社は、平成27年５月29日をもって、ネマステックジャパン株式会社の全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
ⅱ．当社は、平成27年６月25日をもって、株式会社バリューデザインの第三者割当により発行した新株式425株を引き受け、また、同社株式275株を信金キャピタル株式会社から譲り受け、株式会社バリューデザインと業務提携契約を締結しております。
ⅲ．当社は、平成27年10月23日をもって、株式会社ジェネシスホールディングスの発行済株式総数の33.4％に該当する22,700株を保有することとなり、同社を持分法適用関連会社としております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況

区　分	第９期 平成25年２月期	第10期 平成26年２月期	第11期 平成27年２月期	第12期 (当連結会計年度) 平成28年２月期
売上高 (千円)	6,615,454	7,277,394	5,333,583	5,563,997
経常利益又は経常損失（△） (千円)	365,742	175,921	△376,740	82,153
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	△84,708	63,040	△982,144	28,916
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△） (円)	△1,091.02	7.99	△116.12	3.38
総資産 (千円)	3,707,031	4,589,059	4,102,784	4,385,523
純資産 (千円)	2,989,043	3,586,286	2,683,952	2,720,607

(注) １．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

２．当社は、平成25年９月１日付で普通株式１株を100株に分割しており、第10期の１株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に当該分割が行われたものとみなして算出しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況

区　分	第９期 平成25年２月期	第10期 平成26年２月期	第11期 平成27年２月期	第12期 (当事業年度) 平成28年２月期
売上高 (千円)	5,787,949	7,250,070	5,306,796	5,534,968
経常利益又は経常損失（△） (千円)	216,395	169,713	△373,121	60,075
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	95,945	90,986	△972,921	12,557
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△） (円)	1,235.74	11.53	△115.03	1.47
総資産 (千円)	3,664,351	4,575,575	4,089,890	4,356,240
純資産 (千円)	2,942,623	3,568,831	2,672,507	2,694,294

(注) １．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

２．当社は、平成25年９月１日付で普通株式１株を100株に分割しており、第10期の１株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該分割が行われたものとみなして算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
スタジオプラスコ株式会社	10,000千円	100.0%	デジタルコンテンツの制作、企画
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	300千米ドル	100.0%	スマートデバイスに係るソフトウェア、サービス等の企画、研究、開発、事業化

（注）平成27年５月29日付で、当社は、ネマステックジャパン株式会社の全株式を売却したため、同社は子会社に該当しないこととなりました。

(4) 対処すべき課題

① スマートデバイス時代の新しいプロダクト＆サービス事業の創出

情報通信市場においては、スマートフォンの普及が進み、単にフィーチャーフォンからの移行に留まらず、タブレット端末等を含めてTV、クルマ、生活家電等、新しい形でスマートフォンの技術を用いた「スマートデバイス」とも呼ぶべき機器が使用される場面が増えております。また、クラウド化、グローバル化により、使用端末や使用場所を問わない、シームレスなユビキタス環境がいよいよ実現に向かいつつあります。

当社グループでは、既存サービスのスマートフォンへの展開はもちろんのこと、「スマートデバイス」時代にふさわしい新たなプロダクト＆サービス事業の創出が極めて重要な課題であると考えており、海外での展開、提携も含め、今まで以上に積極的な事業投資を行い、企画・開発に取り組んでまいります。

② バランスのとれたソリューション事業の展開

当社グループは、キャリア、一般法人、サービスプロバイダーに対してバランスの取れたソリューションサービスを展開しておりますが、今後もこれらをバランスよく保持することによって、ソリューション事業の安定的な事業基盤を維持、拡大していくことが重要な課題であると認識しております。

③　グローバル化の推進

「スマート革命」時代においては、端末やOS、プラットフォームの世界共通化により、日本市場や世界市場の境界がなくなる方向にあり、日本国内だけではなく、常に世界に目を向け、グローバルな視点にたった事業の展開が必須となります。そういった環境のなかで、常に優位にたてるプロダクト&サービスを生み出せるグローバルな企画力、技術力、マーケティング力等の維持、育成・蓄積が課題と考えております。開発についてもすべてを日本で行う必要はなく、ボーダレスな環境のもと、必要に応じてコスト等を加味しながら、最適な場所で作り最適なマーケットで展開していくことを基本に、オフショア開発を推進していくことが課題と捉えております。

④　プロジェクトマネジメントの強化

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、当社グループにおいてもマネジメント力をさらに強化していくことが課題と捉えております。具体的には、(1)受注時における見積り精度の向上、(2)きめ細かな開発要員計画の立案、(3)より踏み込んだ外注管理の強化、(4)品質管理体制の拡充、(5)仕様決定プロセスにおける顧客確認の徹底、(6)顧客との緊密なコミュニケーションなどが課題と考えております。

⑤　有能な人材の確保及び育成

当社グループが経営目標として掲げる「情報通信技術とコンテンツの融合による新しい価値の創出」を実現するためには、技術に関する知見やサービス企画スキルなどの高度な専門スキルを持ちつつ、幅広い視野に基づいてプロジェクトをマネジメント・プロデュースできる有能な人材の確保と育成が課題となります。これまで同様、引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

⑥　コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。業容の拡大に合わせ、常に見直すことも重要であると考えており、さらなるコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

部門区分	主要製品
ソリューション事業	アプリケーション・コンテンツ・ウェブにおける技術、ノウハウを応用して、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行う事業携帯電話サービス等に対するメディア技術及びサービスの提供
プロダクト＆サービス事業	当事業では、ソフトウェア・システム・コンテンツ等のプロパティをライセンス、ＡＳＰサービス、コンシューマーサービス等を通じて展開しております。

(6) 主要な事業所（平成28年２月29日現在）

①　当社

本　　社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１

②　子会社

スタジオプラスコ株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 従業員の状況（平成28年２月29日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
242(8)人	-12(-4)人

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
225(8)人	-11(-4)人	37.5歳	4.5年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成28年２月29日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	225,000千円
株式会社みずほ銀行	225,000千円
株式会社りそな銀行	300,000千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

記載すべき重要な事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式の状況（平成28年２月29日現在）

①発行可能株式総数　24,000,000株

②発行済株式の総数　8,546,900株

③単元株式数　100株

④株主数　5,768名

⑤大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
池田昌史	1,877,800	21.97
株式会社ＮＴＴドコモ	1,020,000	11.93
シャープ株式会社	360,000	4.21
ＫＤＤＩ株式会社	210,000	2.45
マケナフィールズ株式会社	159,500	1.86
槇尾茂樹	139,800	1.63
内井大輔	62,000	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	61,400	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	60,700	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	59,800	0.69

（注）持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年２月29日現在）

		第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		平成24年４月23日	平成24年５月17日
新株予約権の数		48個	230個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　38,400株 （新株予約権１個につき　800株）	普通株式　23,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 438,400円 （１株当たり　548円）	新株予約権１個当たり 69,700円 （１株当たり　697円）
権利行使期間		平成26年３月１日から 平成34年２月27日まで	平成27年５月18日から 平成28年５月26日まで
行使の条件		権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要する。	権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　48個 目的となる株式数：　38,400株 保有者数：　２人	新株予約権の数：　230個 目的となる株式数：　23,000株 保有者数：　３人
	社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	監査役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

（注）１．平成25年９月１日付株式分割（１株につき100株）した株数及び価額に換算しております。

２．第15回新株予約権は、平成24年６月１日付で当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が発行していた新株予約権を承継したものであります。また、発行決議日は、当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

		第17回新株予約権
発行決議日		平成24年８月22日
新株予約権の数		147個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　14,700株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 43,052円 （１株当たり　430円52銭）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成27年９月７日から 平成32年９月６日まで
行使の条件		(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ① 平成27年９月７日から平成28年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の１について権利行使することができる。 ② 平成28年９月７日から平成29年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の２について権利行使することができる。 ③ 平成29年９月７日から平成32年９月６日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　147個 目的となる株式数：　14,700株 保有者数：　３人
	社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	監査役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

（注）平成25年９月１日付株式分割（１株につき100株）した株数及び価額に換算しております。

		第19回新株予約権
発行決議日		平成27年５月21日
新株予約権の数		160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　16,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 69,900円 （１株当たり　699円）
権利行使期間		平成30年５月22日から 平成31年５月28日まで
行使の条件		権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　160個 目的となる株式数：　16,000株 保有者数：　３人
	社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	監査役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第19回新株予約権
発行決議日		平成27年５月21日
新株予約権の数		695個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　69,500株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 69,900円 （１株当たり　699円）
権利行使期間		平成30年５月22日から 平成31年５月28日まで
行使の条件		権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：　695個 目的となる株式数：　69,500株 交付者数：　21人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 交付者数：　－人

③ その他新株予約権に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年２月29日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	髙橋豊志	㈱オーラ社外取締役
代表取締役社長	池田昌史	NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President
常務取締役	中野隆司	執行役員経営管理部長 スタジオプラスコ㈱代表取締役社長 ㈱ジェネシスホールディングス社外取締役 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CFO
常務取締役	渡辺　求	執行役員開発本部長兼戦略事業開発部長 合同会社インミミック職務執行者
取締役	内井大輔	執行役員ソリューション事業本部長
常勤監査役	加藤慶男	
監査役	井上幸典	
監査役	藤間義雄	㈱JIEC監査役

（注）１．監査役加藤慶男氏、井上幸典氏及び藤間義雄氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．当社は常勤監査役加藤慶男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役井上幸典氏は、長年にわたる企業会計業務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役藤間義雄氏は、公認会計士としての職務経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （0名）	104,236千円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	10,320千円 (10,320千円)
合計 （うち社外役員）	10名 （3名）	114,556千円 (10,320千円)

（注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬額には、ストックオプション報酬を含んでおり、当該金額は当事業年度における株式報酬費用額を計上しております。
3．平成19年２月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。また、平成24年５月29日開催の第８回定時株主総会において、取締役の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。
4．当事業年度末現在の取締役は５名（うち社外取締役は０名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、平成27年５月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役２名（うち社外取締役０名）が含まれているためであります。

③ 社外役員に関する事項

ⅰ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役藤間義雄氏は、株式会社JIECの監査役を兼職しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

ⅱ．社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	加藤慶男	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。
	井上幸典	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。
	藤間義雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。

ⅲ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ⅳ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末時点で社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由としましては、昨年５月１日から改正会社法が施行されるなかで監査等委員会設置会社といった機関設計が新設されており、充分な検討がなし得ない昨年５月の段階で新しい機関設計を選択し、あるいは社外取締役の選任を行うことが株主様の利益に資さない事態を招く可能性があると考えたことによるものであります。

この１年間改正会社法の運用情勢も踏まえ検討した結果、当社においては構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能を強化し経営の透明性とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることが最適と判断しました。よって平成28年５月26日開催予定の第12回定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に関する議案を上程致します。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,300千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結されておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①業務の適正を確保するための体制

ⅰ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令及び定款に適合して職務を執行するために、コンプライアンスの推進をグループ会社を含めた役員からなる「リスク・コンプライアンス委員会」でのテーマとして設け、随時外部の専門家等を招聘して意見を取り入れ、法令順守に関する高い意識を持って事業を遂行する。

法令及び定款などの社会的規範と同様に社内規程の充実を掲げ、事業内容や組織範囲に応じて常に最適な運用に向けた改善をしていくことで、取締役の職務の執行を幅広く捉え、経営全般を適切に実行する。

法令及び定款と同様に「CSR（企業の社会的責任）」を重視し、自然環境、地域社会との関わりも意識したうえで、企業として取るべき意思決定を取締役会で決定することで、模範的企業としての経営を実践する。

社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度をもって対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。

ⅱ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）として「文書管理規程」に基づき、文書管理責任者を中心として適切に管理・保存する。「取締役の職務の執行に係る情報」は、例えば以下のようなものとする。

・株主総会及び取締役会議事録、その他社内主要会議や委員会議事録、またこれらに使用する資料、議事の経過記録
・契約書や稟議書の他、社内で使用する主要な決裁・申請書類

内部監査部署は、文書（電磁的記録を含む）の保管状況を、常に内部監査の監査項目として監査し、前述の「取締役の職務の執行に係る情報」の取扱状況については特に入念な監査を実行する。

ⅲ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

システム依存度の高い当社の事業においては、特に損失の危険管理のために「リスク管理規程」を効果的に運用し、リスクの軽減に努める。また、他に想定されうる災害（地震、火災、事故）等による損失の危険に対応するための体制を整備する。

事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「リスク・コンプライアンス委員会」において議題として設け、必要に応じて損失の危険につながる要素を回避する方策を決定する場とする。

反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。

ⅳ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行にとって重要な要素である「迅速な意思決定」を第一に掲げ、毎月１回実行する定時の取締役会のほか、臨時の取締役会を柔軟に開催し、役員間の緊密な連携を図り、社内規程等の随時の見直しによって業務の分掌及び適切な権限の委譲を行うことで、経営の効率性を高める。

また、定時の「業績検討会議」、適時に行われる「リスク・コンプライアンス委員会」等の各種会議体が社内規程をもって適切に定められ、これによりすべてのメンバーの考えや意見を収集できる体制とし、従前の社風や文化、既存する慣行や価値観にとらわれない新たな発想を採用する機会を設けることで、組織の硬直を防ぎ、効率的経営を実行する。

ⅴ　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査を有効に機能させ、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、法令違反や定款違反につながる要素を根絶する。

法令順守の意識をすべての使用人に浸透させるべく、内部監査部署主導でコンプライアンスの教育や理解の深耕に努め、また、使用人が反社会的勢力との関与を行わないよう企業倫理の意識を高める。

使用人の不正等、法令及び定款に違反する行為やこれに準ずる行為を発見した場合、直ちに内部監査部署に通報することを使用人に徹底する。

vi　会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、当社内にグループ会社の管理部署を定め、グループ会社の経営内容の把握、内部統制体制の整備等を行うとともに、グループ会社に対し定常的に内部監査を行うことで、グループ会社における業務の適正を確保する。

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項においては、「グループ会社管理規程」に基づき、予め当社の承認を得る。また、「グループ会社管理規程」に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

二．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規定その他の社内規定に基づき、子会社における業務活動が法令遵守の意識のもと行われる体制とする。

vii　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役の求めに応じて監査補助者をその都度設置することができるものとする。補助者は監査役の協議により指名する者とし、原則として被指名者はこれを拒むことはできず、また取締役や他の使用人も指名を妨げることはできない。ただし、主要な業務に差し支えがあるなど、特段の事情がある旨の申し出がある場合、監査役の協議により補助者を変更することができる。

viii　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者については、監査役の協議で指名を行うことができ、取締役もこれを妨げることはできないこととして、取締役からの独立性を確保する。また、必要に応じて随時指名することができ、人数にも制限を設けない。

監査役は、指名した補助者が、取締役からの独立性を確保できないと判断した場合、監査役の協議によって直ちに補助者を変更できる。また、補助者が実行した監査補助業務の個々の結果については匿名とし、監査結果については全面的に監査役が責任を負うことで、補助者の責任負担を軽減し、その他従業員たる立場での職務執行に差し支えが生じないよう配慮する。原則として取締役の求めがあっても補助した者の氏名は開示しない。

ix　監査役の第vii号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

x　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会に限らず、会社経営上行われる重要な会議に適宜出席し、取締役及び使用人が監査役へ報告できる機会を設けるものとする。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規定に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査役会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規定に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

x i　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づき、当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

x ii　監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

x iii　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役から独立した立場で意見形成を行うために、外部の法律事務所及びコンサルティング会社からの専門機関のアドバイザリー等を活用し、効果的な監査を実行する。

監査役は常に複数名とし、相互の意見交換の機会として監査役会を原則として月１回設ける。また、内部監査部署、会計監査人と三者間のミーティングを原則として３ヶ月に１回実施して、効率的監査の実効性を確保する。

②当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰコンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規定を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査室を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、社内通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

ⅱ取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

ⅲリスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規定を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規定、リスク管理規程に沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組状況をチェックしております。

ⅳ監査役について

監査役会は、毎月１回の定時監査役会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規定に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款で取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めておりますが、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当期におきましては、１株につき１円50銭の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,077,580	流動負債	1,007,322
現金及び預金	1,532,332	買掛金	372,212
受取手形及び売掛金	1,127,510	一年以内返済予定長期借入金	150,000
仕掛品	39,919	未払法人税等	11,756
関係会社短期貸付金	20,000	賞与引当金	207,546
その他	369,991	その他	265,807
貸倒引当金	△12,173	固定負債	657,593
固定資産	1,307,943	長期借入金	600,000
有形固定資産	138,784	繰延税金負債	17,590
建物	84,308	資産除去債務	38,144
器具備品	52,931	その他	1,859
建設仮勘定	1,544	負債合計	1,664,916
無形固定資産	497,415	（純資産の部）	
ソフトウェア	351,580	株主資本	2,669,409
ソフトウェア仮勘定	126,101	資本金	1,299,204
のれん	10,943	資本剰余金	1,289,204
その他	8,791	利益剰余金	81,001
投資その他の資産	671,743	その他の包括利益累計額	26,565
投資有価証券	328,420	その他有価証券評価差額金	26,576
関係会社株式	30,290	繰延ヘッジ損益	△3,483
関係会社出資金	63,947	為替換算調整勘定	3,473
関係会社長期貸付金	20,000	新株予約権	24,631
差入保証金	206,799	純資産合計	2,720,607
その他	49,416		
貸倒引当金	△27,131		
資産合計	4,385,523	負債及び純資産合計	4,385,523

連結損益計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,563,997**
売上原価		**3,930,541**
売上総利益		**1,633,455**
販売費及び一般管理費		1,556,801
営業利益		**76,654**
営業外収益		
受取利息	4,429	
補助金収入	2,969	
持分法による投資利益	7,032	
その他	3,155	17,586
営業外費用		
支払利息	4,498	
為替差損	6,169	
固定資産売却損	1,360	
その他	59	12,088
経常利益		**82,153**
特別利益		
関係会社株式売却益	7,315	
新株予約権戻入益	7,551	14,867
特別損失		
減損損失	39,648	
固定資産除却損	8,443	
事務所移転費用	16,940	65,032
税金等調整前当期純利益		**31,988**
法人税、住民税及び事業税	8,539	
法人税等調整額	△5,364	3,174
少数株主損益調整前当期純利益		**28,813**
少数株主損失		103
当期純利益		**28,916**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成27年３月１日　残高	1,293,874	1,283,874	64,874	2,642,622
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	5,329	5,329	－	10,659
剰余金の配当	－	－	△12,789	△12,789
当期純利益	－	－	28,916	28,916
連結範囲の変動	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	5,329	5,329	16,127	26,787
平成28年２月29日　残高	1,299,204	1,289,204	81,001	2,669,409

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他包括利益累計額合計			
平成27年３月１日　残高	12,798	－	4,798	17,597	23,568	164	2,683,952
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	10,659
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△12,789
当期純利益	－	－	－	－	－	－	28,916
連結範囲の変動	－	－	－	－	－	△164	△164
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,777	△3,483	△1,325	8,968	1,063	－	10,032
連結会計年度中の変動額合計	13,777	△3,483	△1,325	8,968	1,063	△164	36,654
平成28年２月29日　残高	26,576	△3,483	3,473	26,565	24,631	－	2,720,607

貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,011,270**	**流動負債**	**1,002,903**
現金及び預金	1,476,713	買掛金	377,811
受取手形	1,957	一年以内返済予定長期借入金	150,000
売掛金	1,115,577	未払金	45,696
仕掛品	40,057	未払法人税等	9,032
関係会社短期貸付金	20,000	未払消費税等	52,409
前渡金	28,329	未払費用	137,163
前払費用	100,846	前受金	3,526
その他	239,962	預り金	11,390
貸倒引当金	△12,173	賞与引当金	207,546
固定資産	**1,344,969**	その他	8,326
有形固定資産	**138,784**	**固定負債**	**659,042**
建物	84,308	長期借入金	600,000
器具備品	52,931	繰延税金負債	17,590
建設仮勘定	1,544	長期預り金	2,541
無形固定資産	**498,018**	資産除去債務	38,144
商標権	5,742	その他	765
ソフトウェア	352,182	**負債合計**	**1,661,946**
ソフトウェア仮勘定	126,101	（純資産の部）	
のれん	10,943	**株主資本**	**2,646,569**
その他	3,049	**資本金**	**1,299,204**
投資その他の資産	**708,167**	**資本剰余金**	**1,289,204**
投資有価証券	328,401	資本準備金	789,204
関係会社株式	55,990	その他資本剰余金	500,000
関係会社出資金	75,000	**利益剰余金**	**58,161**
関係会社長期貸付金	20,000	その他利益剰余金	58,161
差入保証金	206,770	繰越利益剰余金	58,161
その他	49,136	**評価・換算差額等**	**23,092**
貸倒引当金	△27,131	その他有価証券評価差額金	26,576
		繰延ヘッジ損益	△3,483
		新株予約権	**24,631**
		純資産合計	**2,694,294**
資産合計	**4,356,240**	**負債及び純資産合計**	**4,356,240**

損　益　計　算　書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,534,968**
売上原価		**3,909,922**
売上総利益		**1,625,046**
販売費及び一般管理費		1,563,427
営業利益		**61,618**
営業外収益		
受取利息	4,424	
補助金収入	2,969	
その他	3,155	10,549
営業外費用		
支払利息	4,498	
売掛債権売却損	59	
為替差損	6,173	
固定資産売却損	1,360	12,092
経常利益		**60,075**
特別利益		
関係会社株式売却益	7,379	
新株予約権戻入益	7,551	14,931
特別損失		
減損損失	39,648	
固定資産除却損	8,443	
事務所移転費用	16,940	65,032
税引前当期純利益		**9,974**
法人税、住民税及び事業税	3,563	
法人税等調整額	△6,146	△2,583
当期純利益		**12,557**

株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成27年３月１日　残高	1,293,874	1,283,874	－	1,283,874	58,393	58,393	2,636,141
事業年度中の変動額							
新株の発行	5,329	5,329	－	5,329	－	－	10,659
剰余金の配当	－	－	－	－	△12,789	△12,789	△12,789
当期純利益	－	－	－	－	12,557	12,557	12,557
資本準備金からその他資本剰余金への振替	－	△500,000	500,000	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	5,329	△494,670	500,000	5,329	△231	△231	10,428
平成28年２月29日　残高	1,299,204	789,204	500,000	1,289,204	58,161	58,161	2,646,569

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成27年３月１日　残高	12,798	－	12,798	23,568	2,672,507
事業年度中の変動額					
新株の発行	－	－	－	－	10,659
剰余金の配当	－	－	－	－	△12,789
当期純利益	－	－	－	－	12,557
資本準備金からその他資本剰余金への振替	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	13,777	△3,483	10,294	1,063	11,357
事業年度中の変動額合計	13,777	△3,483	10,294	1,063	21,786
平成28年２月29日　残高	26,576	△3,483	23,092	24,631	2,694,294

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月20日

ネオス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由　良　　知　久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　　隆　夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藝　　眞　博	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ネオス株式会社の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月20日

ネオス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由　良　　知　久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　　隆　夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藝　　眞　博	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ネオス株式会社の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月21日

ネオス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　加藤慶男　㊞

社外監査役　井上幸典　㊞

社外監査役　藤間義雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

② 当社は経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

④ 上記の条文の新設及び削除に伴い、一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～23.（条文省略）	１．～23.（現行どおり）
（新設）	24. 代理店取次業務一般
24.（条文省略）	25.（現行どおり）
第３条～第17条（条文省略）	第３条～第17条（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の員数および選任） 第18条　当会社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の員数および選任） 第18条　当会社の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。	２．（現行どおり）
３．取締役の選任については、累積投票によらない。	３．（現行どおり）
（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会社を代表すべき取締役を選定する。
２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統轄する。	２．（現行どおり）
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を定め、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	３．（現行どおり）

現行定款	変更案
第21条～第22条（条文省略）	第21条～第22条（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、取締役会の日の３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条　取締役会を招集するときは、各取締役に対し、取締役会の日の３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第24条～第26条（条文省略）	第25条～第27条（現行どおり）
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第27条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第28条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
２．取締役会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。	２．（現行どおり）
（取締役の報酬等）	（取締役の報酬等）
第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
第29条（条文省略）	第30条（現行どおり）
（社外取締役との責任限定契約）	（非業務執行取締役等との責任限定契約）
第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する額とする。	第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第31条～第41条（条文省略）	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置）
	第32条　当会社は監査等委員会を置く。
（新設）	（監査等委員会の招集通知）
	第33条　監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会に関する事項）
	第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新設）	（監査等委員会の決議）
	第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 ２．監査等委員会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条～第44条（条文省略）	第37条～第39条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第46条（条文省略）	第41条（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第47条～第50条（条文省略）	第42条～第45条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	（いけだ まさし） 池田昌史 （昭和35年２月21日）	昭和57年４月　新日本電気㈱（平成14年２月に清算）入社 平成７年10月　NECインターチャネル㈱（現㈱インターチャネル）出向 平成16年４月　当社代表取締役社長（現任） 平成21年７月　メディアキュート㈱（平成24年11月に清算）代表取締役社長 平成26年６月　NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President（現任） ［重要な兼職の状況］ NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President	1,877,800株
2	（なかの たかし） 中野隆司 （昭和37年４月21日）	昭和62年４月　㈱東海銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成17年８月　当社入社　経営管理部ゼネラルマネージャ 平成20年６月　当社常務執行役員企画部長 平成21年５月　当社取締役 平成21年５月　当社執行役員企画部長 平成24年９月　スタジオプラスコ㈱代表取締役社長（現任） 平成26年３月　当社執行役員経営管理部長（現任） 平成26年５月　当社常務取締役（現任） 平成27年２月　㈱ジェネシスホールディングス社外取締役（現任） 平成27年６月　NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CFO（現任） ［重要な兼職の状況］ スタジオプラスコ㈱代表取締役社長、㈱ジェネシスホールディングス社外取締役、 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CFO	24,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	（わたなべ　もとむ） 渡辺　求 （昭和44年11月30日）	平成14年７月　バンダイネットワークス㈱（現㈱バンダイナムコエンターテインメント）入社 平成19年２月　カタリスト・モバイル㈱入社 平成22年３月　同社ソリューション事業部長 平成23年３月　同社ソリューション事業本部長 平成24年６月　当社執行役員ビジネスイノベーション事業部長 平成25年５月　当社取締役 平成26年５月　当社常務取締役（現任） 平成26年９月　当社執行役員開発本部長兼ビジネスイノベーション部長 平成26年12月　合同会社インミミック職務執行者（現任） 平成27年11月　当社執行役員開発本部長兼戦略事業開発部長（現任） ［重要な兼職の状況］ 合同会社インミミック職務執行者	－株
4	（うちい　だいすけ） 内井大輔 （昭和45年12月25日）	平成５年４月　日本電気㈱入社 平成７年10月　NECインターチャネル㈱（現㈱インターチャネル）出向 平成16年９月　当社入社　ビジネスソリューショングループゼネラルマネージャ 平成20年５月　当社取締役（現任） 平成20年６月　当社執行役員コーポレートソリューション事業部長 平成22年３月　当社執行役員サービス＆ソリューション事業部長 平成24年３月　当社執行役員サービスソリューション事業部長 平成26年９月　当社執行役員ソリューション事業本部長（現任）	62,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	（かとう よしお） 加藤慶男 （昭和20年１月26日）	昭和38年３月　大井証券㈱（現みずほ証券㈱）入社 平成11年５月　和光コンピュータシステム㈱（現日本証券テクノロジー㈱）出向 平成12年３月　同社取締役 平成13年７月　同社監査役 平成16年５月　同社顧問 平成18年５月　㈱ロゼッタ非常勤監査役 平成18年９月　当社常勤監査役（現任）	－株
2	（いのうえ ゆきのり） 井上幸典 （昭和16年１月８日）	昭和44年４月　山九㈱入社 昭和62年４月　㈱バンダイ入社　管理本部経理部長 平成12年９月　バンダイネットワークス㈱（現㈱バンダイナムコエンターテインメント）常務取締役管理本部長 平成16年７月　同社顧問 平成20年10月　カタリスト・モバイル㈱監査役 平成23年５月　当社監査役（現任）	1,000株
3	（やの たかあき） 矢野孝明 （昭和24年10月20日）	昭和48年４月　東京海上火災保険㈱（現東京海上日動火災保険㈱）入社 平成20年６月　同社常務取締役 平成21年６月　同社専務取締役 平成22年６月　東京海上日動メディカルサービス㈱取締役社長 平成22年６月　インターナショナルアシスタンス㈱非常勤取締役 平成22年６月　トーア再保険㈱非常勤取締役 平成27年６月　㈱TOKAI非常勤取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱TOKAI非常勤取締役	3,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役選任に関する事項は以下のとおりであります。

(1)加藤慶男氏は、長年にわたる証券業業務の経験を有しており、井上幸典氏は、長年にわたる企業会計業務の経験を有しております。これら両氏の職務経験に基づく

専門性を社外取締役としての職務に活かしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、矢野孝明氏は、金融業における豊富な業務経験からその見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2)非業務執行取締役との責任限定契約について

当社と加藤慶男氏及び井上幸典氏とは、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認可決された場合には、両氏との間で、同様の内容の契約を継続する予定であります。

また、矢野孝明氏の選任が承認可決された場合には当社は、同氏との間で、同様の内容の契約を締結する予定であります。

４．当社は加藤慶男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
（くろお てつお） 黒尾 哲雄 （昭和34年10月６日）	昭和53年４月　日本電気㈱入社 平成７年11月　NECインターチャネル㈱（現㈱インターチャネル）出向 平成16年10月　東北日本電気㈱（現NECネットワークプロダクツ㈱）出向 平成18年12月　当社入社　経営管理部ゼネラルマネージャ 平成19年５月　当社取締役 平成21年３月　当社執行役員管理部長 平成24年６月　当社執行役員経理部長 平成26年５月　当社執行役員経理財務担当（現任）	35,000株

（注）１．黒尾哲雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、黒尾哲雄氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、当社は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する内容の契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年２月14日開催の臨時株主総会において、月額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、月額100,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額10,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区神田美土代町７
住友不動産神田ビル　ベルサール神田　３階会議室
（地上20階建てのガラス張りの建物です。）



【アクセス】

・都営新宿線	「小川町」駅	「Ｂ６番出口」	徒歩２分
・丸ノ内線	「淡路町」駅	「Ｂ６番出口」	徒歩２分
・千代田線	「新御茶ノ水」駅	「Ｂ６番出口」	徒歩２分
・ＪＲ線	「神田」駅	「北口」	徒歩７分
・銀座線	「神田」駅	「４番出口」	徒歩７分

【ご注意】

・駐車場は用意がございませんので、公共の交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。